

No.	該当資料	該当項目	質問	回答
1	募集要項	第1 1. 事業の目的・概要	中小企業支援型に該当する法人が、SDGsビジネス支援型に応募することは可能か。	できません。中小企業支援型の参加資格要件に該当する法人は、中小企業支援型にご応募いただくことになります。
2	募集要項	第1 2. 本支援事業対象国	外務省海外安全情報においてレベル3またはレベル4と指定されている国や地域は原則対象外と認識しているが、遠隔で活動を実施できるのであれば、対象とすることは可能か。	原則レベル3及びレベル4に指定されている国や地域は対象外です。やむを得ず当該国・地域にて活動を実施する必要がある場合には、その理由を企画書に記載ください。ただし、安全対策の観点から実施困難と判断された場合には、不採択となる可能性がある点を予めご了承ください。
3	募集要項	第1 2. 本支援事業対象国	南スーダン是对象国に含まれるか。	募集要項p.3に記載のとおり、南スーダンにはJICA事務所は存在しますが、安全管理上の観点から対象外としています。
4	募集要項	第1 2. 本支援事業対象国	対象国の周辺国に調査で渡航することは可能か。また、対象国を複数国とすることは可能か。	原則として1ヵ国を選定して提案ください。ただし、必要性や実現性が確認される場合には、複数国にまたがる提案は可能ですので、企画書にその理由を記載願います。事業実施体制や、各国実施機関との事前調整等が行われているかを確認させて頂くことになります。なお、JICAとの契約上で機材調達を行う場合、各々の国に対する意向確認が必要になり、事業開始に時間を要する可能性もありますので、ご留意下さい。 提案内容に含まれていない周辺国への渡航に係る旅費は、計上対象外となります。
5	募集要項	第1 2. 本支援事業対象国	提案製品を対象国だけでなく、日本やアメリカ、EU等の先進国にも販売することを検討しているが、このような応募は対象となるか。	原則は、募集要項に記載のとおり、JICA の在外拠点が設置されているODA 対象国1か国が対象国ですが、対象国以外の国・地域における提案製品の市場を開拓することを通じて、対象国の課題解決につながるビジネス展開をはかるとの提案でしたら応募いただけます。 募集要項に記載のとおり、事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にてその理由を記載ください。 また、対象国以外で企画書に記載された国への渡航の是非については、契約交渉時点の安全状況も踏まえ、個別に判断させていただきます。
6	募集要項	第2 2. 事前登録	10月4日締め切りの事前登録後、提出取り消しをすることは可能か。	可能です。なお、事前登録後、企画書等を締め切りまでに提出しなければ自動的に提出取り消しとみなすため、特段の手続きは不要です。
7	募集要項	第2 3. 本登録、応募書類の提出	ウェブ応募上の「3. 外部人材/補強情報の登録」について、外部人材が1 法人から複数人入る場合、人数分登録が必要か。（例えば、1 法人から3 人の外部人材を入れる場合、外部人材/補強 1 ～ 3 まで同一の法人を3 項目登録する必要があるか）	1 法人につき 1 項目のみの登録で結構です。
8	募集要項 【普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）】	第5 1. 事業の内容	普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）において、対象国の公的機関の関与を想定しないBtoBのビジネスを提案することは可能か。	可能です。
9	募集要項	第5 2. 参加資格要件等	業務従事者に提案法人の複数の子会社の従業員を含める場合、業務従事者が所属する全ての法人による共同企業体として応募する必要があるか、または、親会社1社で応募することは可能か。	以下のいずれかによる応募が可能です。 親会社1社による提案とし、提案法人の子会社の従業員を提案法人の「補強」として業務従事者に含めることが可能です。その場合、業務従事者名簿上、提案法人の子会社の従業員の所属先は、「代表法人名（補強：子会社名）」と記載ください。 または、業務従事者が所属する全ての法人による共同提案として応募頂くことも可能です。その場合、様式1「企画競争申込書」に、全ての法人について必要事項を記載ください。また、共同企業体での応募の場合は、事前登録の際に全ての企業の登録が必要となります。
10	募集要項 【中小企業支援型】	第5 2. 参加資格要件等	みなし大企業に関して、親会社が中堅企業の場合にはみなし大企業となるのか。	親会社が中堅企業の場合には、「みなし大企業」となります。中堅企業の定義に関しましては、募集要項の「参加資格」をご確認ください。
11	募集要項 【案件化調査（中小企業）】	第5 3. 応募勸奨分野	「特に以下(1)～(4)の観点からの応募を推奨」と記載された後に(1)～(5)が示されていますが、(5)インフラシステム輸出に資する提案も同様に推奨されると考えてよいか。	推奨されます。 （※10月1日に修正版募集要項をJICAウェブサイト（ https://www.jica.go.jp/announce/notice/bmfs/ku57pq00002cq93y-att/180918_sme_yoko.pdf ）に掲載いたしました。）
12	募集要項	第5 4. 本事業の対象外となる諸条件	中小企業支援型において提案法人が本支援事業を実施できる国は2か国までとのことだが、同一国・同様の内容で基礎調査と案件化調査を実施すると、普及・実証・ビジネス化事業に応募することはできないのか。	同一国・同一内容の提案の場合、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業と続けて実施した場合でも「1か国」とカウントします。他方、同一国であっても、別の内容で調査・事業を実施する場合は、「2か国」とカウントします。
13	募集要項	第5 4. 本事業の対象外となる諸条件	同一の内容で複数の事業・区分に提案できないとのことだが、案件化調査及び普及・実証・ビジネス化事業の両事業を利用したい場合、案件化調査をもとに普及・実証・ビジネス化事業に提案できる判断基準を教えてください。	案件化調査の所期の目的を果たし、結果を確認できる状況にあれば、同結果をもとに普及・実証・ビジネス化事業に応募可能です。ただし、採択された場合でも、案件化調査の履行期間と普及・実証・ビジネス化事業の履行期間が重複することは認められません。
14	募集要項 【基礎調査】	第5 6. 本事業経費	基礎調査の「遠隔地域」（東アジア、東南アジア、南アジア地域以外の地域）に大洋州島嶼国は含まれるか。	含まれます。
15	募集要項 【普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	第5 6. 本事業経費	農地の灌漑や排水機能を整備する農業インフラ整備に関する提案は「インフラ整備技術推進特別枠」の対象分野に該当するか。	インフラ整備技術推進特別枠の目的・内容に照らして、農業インフラ整備についても応募は可能です。なお、企画書作成にあたり、本枠ご提案用に特別に記入頂く事項があり、こちらも審査対象となりますので、ご留意ください。
16	募集要項 【普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	第5 6. 本事業経費	高額な機材を投入する必要がある案件として、1.5億円枠に応募する場合、1.5億円枠ではなく1億円枠で採択されることはあるか？	1.5億円枠にご応募頂いた場合は、1.5億円枠にて採否を審査致します。なお、採択された場合でも、最終的な事業費はJICAとの契約交渉の結果確定しますので、この点ご留意ください。
17	募集要項	第5 8. 応募書類	共同企業体を構成する場合、代表法人だけでなく構成員の財務諸表の提出も必要か。	ご理解のとおりです。なお、上場企業の場合は財務諸表の提出を省略することが可能です。
18	募集要項	第5 8. 応募書類	現地C/PよりLOI（Letter of Intent）の取得を考えているが、企画書提出の締め切り前に取得出来なかった場合、期日後の追加の提出は可能か。	企画書提出締切日以降、追加資料は受け付けておりません。

No.	該当資料	該当項目	質問	回答
19	募集要項	第5 8. 応募書類	共同提案の場合、共同体としての協定書等の提出は必要か。	企業の協定書の提出は求めておりません。 公示資料「様式1企画競争申込書」の提出をもって、共同提案の確認をします。
20	募集要項 【中小企業支援型】	第5 8. 応募書類	中小企業支援型の応募書類にキャッシュフロー計算書が含まれているが、中小企業であってもキャッシュフロー計算書の提出は必要か。	中小企業支援型に応募頂く場合、キャッシュフロー計算書は提出不要です。 (※9月27日に修正版募集要項をJICAウェブサイト (https://www.jica.go.jp/announce/notice/bmfs/ku57pq00002cq93y-att/180927_errata.pdf) に掲載しました。)
21	募集要項 【案件化調査（中小企業支援型）】	第5 9. 採択後・事業実施中の提出物	「業務完了報告書（案）（英文要約）を相手国実施機関へ説明・手交」との記載があるが、案件化調査においても必要か。前回公示分まででは、普及実証・事業の募集要項にのみ、その旨記載があったと理解しているため、確認します。	案件化調査では不要です。 (※10月 1 日に修正版募集要項をJICAウェブサイト (https://www.jica.go.jp/announce/notice/bmfs/ku57pq00002cq93y-att/180918_sme_yoko.pdf) に掲載いたしました。)
22	経理処理ガイドライン	1) 「I. (外部人材に係る) 人件費」及び 2) -3 現地活動費 ②現地傭人費	提案法人（補強を含む）とカウンターパート以外の人材をセミナー講師とする場合、講師謝金は計上可能か。	謝金としての計上は不可ですが、現地傭人として契約するか、外部人材として業務従事者に含め、人件費を計上することは可能です。講師の専門性や支出計画の経済性等を契約交渉の際に確認させて頂き、現地傭人又は外部人材として認めるか判断します。
23	経理処理ガイドライン	1) -2 その他原価	「間接的に業務支援を行う技術者の人件費」と記載されているが、提案法人社員のことか、または外部人材の所属法人社員のことか。	提案法人所属人員ではなく、外部人材と同じ法人に所属して当該外部人材の業務を間接的に支援する技術者のことを指します。
24	経理処理ガイドライン	1) -2 その他原価 1) -3 一般管理費	精算時、すべての領収書、若しくは証拠書類が必要か。	外部人材の人件費の精算にあたっては、領収書（原本）に加え、受注者と外部人材との契約書（写）、「外部人材履行結果検査調書」等が必要となります。詳しくは、『中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査（PPPインフラ事業） 精算ガイドライン』（2018年9月版）p.16を御参照ください。
25	経理処理ガイドライン	2) -1 機材製造・購入・輸送費 ②-4 損料扱いとする機材の送料	案件化調査で損料扱いとする機材を持ち込むが、対象国の燃料に対応する為に機材の仕様を多少変更する必要がある。その場合の費用は対象外か。	対象外です。
26	経理処理ガイドライン	2) -1 機材製造・購入・輸送費 ① -6 現地工事費	普及・実証・ビジネス化事業において、資機材を現地に据え付けるために、資機材販売会社の人材を同行させたい。旅費は計上可能か。	現地工事費の中の労務費として計上可能です。労務費は業務従事者以外の方も対象となります。旅費も計上可能です。 労務費単価は、自社社員の場合はその単価設定根拠を明確に説明いただきます。他社人材の場合は価格比較などをしてその労務費単価の経済性を示す必要があります。
27	経理処理ガイドライン	2) -1 機材製造・購入・輸送費 ①-2 機材製造・購入費における利益控除	アプリを現地語にカスタマイズすることを計画しているが、「利益控除方式（ソフトウェアカスタマイズ）算定式」を適用し計算すると見積額が極端に少なくなること、「対象国でのライセンス使用許諾料算出条件とした数量」を証明する資料を作成するのは困難であることから、利益控除方式（ソフトウェア）算定式で提案して問題ないか。その場合、カスタマイズ費用総額は無視し、「アプリ1ライセンスの販売実績平均価格」×「パイロット活動で使用するライセンス数×（1－「売上総利益率」）」で計算して良いか。	カスタマイズ前の販売実績あるソフトウェアについては、経理処理ガイドラインP.18記載の「利益控除方式（ソフトウェア）算定式」で計算して計上することができます。 カスタマイズ経費については、同資料同ページ記載の「利益控除方式（ソフトウェアカスタマイズ）算定式」によることを原則としますが、これに拠らないケースについては個別の対応となりますので、貴社が合理的と判断される計算方法により算定して計上ください。
28	経理処理ガイドライン	2) -1 機材製造・購入・輸送費 ② 輸送費・保険料・通関手数料	案件化調査（中小企業支援型）で機材を日本に持ち帰る場合には輸送費の計上が可能とのことだが、現地に据え付けをしデモンストレーションを行った後、解体をして持ち帰る場合の解体費用を労務費として計上可能か。	機材の据え付け、解体に係る費用の計上はできません。 これは、予算費目としては 「現地工事費」（「Ⅱ.直接経費 1. 機材購入・輸送費 (1)機材製造・購入費等」内）に計上されるべき項目ですが、案件化調査（中小企業支援型）においては、この費目での計上は認められていないからです。 (経理処理ガイドラインp.8「表1 スキーム別 計上可能費目一覧表」参照)
29	経理処理ガイドライン	2) -1 機材製造・購入・輸送費 ② 輸送費・保険料・通関手数料	輸送費に関して、第3国からの輸送の場合や、持ち帰り先が第3国である場合、輸送費の計上は可能か。	原則、輸出国と持ち帰る国が同一であれば、輸送費の計上が可能です。なお、この輸送にかかわる保険料、通関手数料、関税、付加価値税（VAT）等も計上可能です。
30	経理処理ガイドライン	2) -1 機材製造・購入・輸送費 ② 輸送費・保険料・通関手数料	対象国へ機材を輸出する際に提出が必要となる適合証明書（Certificate of Conformity：CoC）取得に要する検査費用は計上できるか。	適合証明書はその製品仕様に対して証明し、委託契約後／外の当該製品の輸入についても有効となるものであるため、管理費から支出ください。
31	経理処理ガイドライン	2) -2 旅費	海外旅行保険料を見積もりに計上できるか。	経理処理ガイドラインp.33記載のとおり、費目「管理費」には海外旅行保険料を含みます。そのため、管理費以外に海外旅行保険料を別途計上することは、二重計上となりますので、認められません。
32	経理処理ガイドライン	2) -2 旅費 ①航空賃	航空券のEチケットに記載された金額より、領収証の金額が低かった場合、航空賃の精算金額はどちらになるか。	実際の支払額（税抜）が精算対象額の上限となるため、Eチケットの金額（税抜）より領収証の金額（税抜）が低い場合は、原則、領収証の金額（税抜）が精算対象となります。 (ただし、経理処理ガイドラインp.24等に定める上限により、精算対象額が領収証の金額（税抜）以下となる場合があります。)
33	経理処理ガイドライン	2) -2 旅費 ①航空賃	現地活動の際に、対象国に駐在する業務従事者が現地活動に参加する際の国内移動費や、第3国に駐在する業務従事者が対象国へ渡航して現地活動に参加する際の旅費は計上可能か。	業務従事者であれば計上可能です。 第3国に駐在する業務従事者の旅費の計上については、経理処理ガイドラインp.23を参照してください。
34	経理処理ガイドライン	2) -2 旅費 ①航空賃	対象国における入国時の空港と出国時の空港が異なる空港でも良いか。	問題ありません。ただし、本事業の実施上、対象国内を移動する必要があるかを確認させて頂きます。
35	経理処理ガイドライン	2) -2 旅費 ②-3 宿泊料	機中泊が2泊以上の場合でも、宿泊費の対象日数は、「現地業務期間日数マイナス2日」か。	ご理解のとおりです。ただし、機中泊が想定されない一部の対象国については、宿泊費の対象日数は「現地業務期間日数マイナス1泊」となります。
36	経理処理ガイドライン	2) -3 現地活動費	現地での車両や通訳の手配を現地エージェントに依頼し、当該仲介費用を計上することは可能か。	車両、通訳等の手配は基本的に受注者の業務と位置付けられます。そのため、これを現地エージェントに代行させるための仲介費用は、計上対象外となります。

No.	該当資料	該当項目	質問	回答
37	経理処理ガイドライン	2) -4 本邦受入活動費	本邦受入活動の招聘者のパスポートやビザの取得にかかる費用は計上可能か。	招聘者又は招聘者の所属先が負担すべき費用ですので、パスポート・ビザ取得費の計上はできません。
38	経理処理ガイドライン	3) 「Ⅲ. 管理費」	管理費に含まれるものとして、4項目に「車両関係費、現地傭人費、現地交通費、現地再委託費以外に現地で発生する経費」とあるが、セミナー・広報費は含まれないか。	経理処理ガイドラインに誤記がございました。申し訳ございません。御指摘を踏まえ、当該箇所を、「車両関係費、現地傭人費、現地交通費、現地再委託費、広報・セミナー費以外に現地で発生する経費」と訂正させていただきます。 本件訂正については、同ガイドライン訂正版を正誤表とともに当機構ウェブサイト（ https://www.jica.go.jp/announce/notice/sme_fs/ku57pq00002cq8ht-att/180918_add01.pdf ）に掲載いたしました。
39	経理処理ガイドライン	経費見積・支払	共同企業体として応募する場合、各構成員の事業経費の計上割合に関する制限はあるか。（2社で提案する場合、1社の経費は全体の50%までなど）	各構成員の経費計上割合に関する制限はありません。 なお、見積金額は、共同企業体全体として提案の活動に必要な経費を計上ください。構成員ごとに分割する必要はありません。
40	審査基準表	項目2	各審査基準表に記載のある、ODA事業との連携可能性に関し、草の根技術協力事業でも問題ないか。	実施する調査及び事業内容に合致していれば問題ありません。
41	審査基準表 【案件化調査（中小企業支援型）】	1. 海外展開にあたっての企業としての能力・経験	案件化調査（中小企業支援型）の審査基準表に「1. 海外展開にあたっての企業としての能力・経験」という項目があるが、外部人材の能力・経験も審査の対象になるか。	中小企業・SDGsビジネス支援事業実施後の海外展開は提案法人自身が行うものであるため、審査基準表「1.海外展開にあたっての企業としての経験・能力」については、あくまで提案法人の経験・能力が審査の対象となります。
42	審査基準表 【案件化調査（中小企業支援型）】	2. 開発・発展上の課題との合致状況・ODA案件化の計画	案件化調査（中小企業支援型）の審査基準表に「2. 開発・発展上の課題との合致状況・ODA案件化の計画」とあるが、ODA案件化の計画は必須なのか。	今回公示から、案件化調査（中小企業支援型）の企画書を改訂し、「2. 対象国の開発課題への貢献」の（2）を「（2）ODA事業の具体的な計画/連携可能性」（/連携可能性を追記）としています。つまり、実施中のODA事業との連携により相乗効果を生むことを想定するといった「連携可能性」を記載いただくことで、その内容如何が評価の対象となります。
43	審査基準表 【案件化調査（中小企業支援型）】	2. 開発・発展上の課題との合致状況・ODA案件化の計画	案件化調査（中小企業支援型）の審査基準表「2. 2-1 対象となっている開発課題は、対象国に対する我が国開発協力方針上で、重点となっているか。」に関し、ミャンマーのように外務省が国別開発協力方針を出していない場合には、その他の日本政府の方針がわかる文書等の引用でよいのか。	ご理解のとおりです。
44	審査基準表 【普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）】	2. SDGs達成への貢献	普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）で、対象国の開発課題に合致するにも関わらず、SDGsに合致していない場合は低い評価となるのか。	基本的に、対象国の開発課題に資するものはいずれかのSDGsに一定程度合致すると考えています。SDGsのいずれのゴールに貢献可能か、どの程度インパクトを与えるかといった点は審査に加味します。
45	審査基準表 【普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）】	3. 本JICA事業の実施計画・実施体制の妥当性	普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）の審査基準表に「事前準備」という項目があるが、応募前に対象国の公的機関から協議議事録についての事前合意を取り付ける必要があるか。	事前の合意取付が条件となるものではありません。採択に適当な準備レベルは提案内容によって異なるので、企画書作成時点での準備状況を記載いただき、内容に応じて審査します。
46	審査基準表 【普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）】	3. 本JICA事業の実施計画・実施体制の妥当性	実施体制の妥当性について、業務主任者の海外経験はどれ程審査に影響するのか。	実施体制は業務従事者全体の経験・能力も踏まえて妥当性を判断します。業務主任者の海外経験有無のみでは判断されません。
47	FAQ	No.9	公示資料FAQ（よくあるご質問と回答）のNo.9において、「SDGsビジネス支援型では、同一の提案者が異なる内容で複数の提案を行うことは可能です」とあるが、同一の提案法人が複数の提案を行う場合には、事前登録の時点から2つ登録すべきか。同じ提案法人であれば、一つの登録にするべきか。	一つの提案に対し、一つの登録としてください。
48	FAQ	No.9	公示資料FAQ（よくあるご質問と回答）のNo.9において、「事業提案者の本事業実施体制、業務従事者の重複配置等、本事業実施計画の妥当性を確認をさせていただくこととなります」とあるが、業務従事者の重複は認められないのか。	業務従事者が重複する複数の企画書の提案も可能です。 ただし、それらの複数提案がともに採択された場合でも重複した業務従事者でそれぞれ実施可能であることが必要となります。
49	企画書	全般	提案法人と外部人材とで作業をするうちに、JICAのWordとバージョンが違うためにレイアウトが崩れたり、ページが消えることがある。オリジナルテンプレートを作成された際のWordのバージョンを教示いただけると幸いです。	企画書のテンプレートの拡張子は「docx」で、WORD 2016と承知しております。ソフトウェア上の問題解決につきましては、WORD製造元にご確認いただきます。
50	企画書	表紙 企画書作成にあたっての留意事項	企画書様式は「和」MSゴシック、「英数」Arialが使用されているが、これ以外のフォントを使用することは可能か。また、文字の大きさは「10.5ポイント」とされているが、注釈も10.5ポイントでなくてはならないのか。	原則、企画書様式と同じフォントを使用ください。 注釈の文字の大きさは、通常読める大きさであれば10.5ポイントより小さくても構いません。
51	企画書 【案件化調査（中小企業支援型）】	表紙	販売実績がない場合は、「途上国発イノベーション」として提案とあるが、この表題提案は、「国内外販売の実績」の項目中に書けばよいのか、企画書の表紙にも書く必要があるか。	表紙の「途上国イノベーション」欄の「該当」にチェックをしていただいた上で、「国内外の販売実績」の青字記入留意事項に沿ってご記入ください。
52	企画書 【中小企業支援型】	企画書要約	普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）の企画書において、事業名は「普及・実証・ビジネス化事業」を含めて45字以内に収める必要があるのか。	事業内容を端的に表したタイトルとし、「普及・実証・ビジネス化事業」を含めて45字以内に収めてください。なお、基礎調査および案件化調査（中小企業支援型）の調査名も全体で45字以内に収めてください。
53	企画書 【中小企業支援型】	企画書要約	対象分野の書き方に関し、④職業訓練・産業育成とあるが、これを選んだ場合には両方でなくてはいけないのか。どちらか片方でも問題ないのか。	どちらか片方でも問題ありません。
54	企画書 【普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	1. 当該国でのビジネスの概要	普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）の企画書「1. (2)海外進出、対象国決定の動機」及び「1. (3) 想定するビジネスモデル及び普及（販売展開）計画」に関し、共同提案の場合には2社それぞれの事情を記載するのか。	動機は、主たる企業（代表法人）の動機を記載ください。ビジネスモデル及び普及計画に関し、一つの提案に対し一つの計画を記載ください。それぞれの企業が異なるビジネスモデルや計画を持つ場合には、別の提案とすることが適切です。

No.	該当資料	該当項目	質問	回答
55	企画書 【SDGsビジネス支援型】	1. ご提案 ビジネス の概要	案件化調査（SDGsビジネス支援型）の企画書に、「理解に資する写真や概要図がある場合は、各項目または別添1において貼付ください」との記載があるが、ビジネスアイデアの全体像に関する図を、別添1に貼付することは可能か。	できません。ビジネスアイデアの全体像は、必要に応じ企画書様式1（1）①「現時点で想定されるビジネスアイデアの全体像（図、説明書き等）」に記載ください。
56	企画書	2. 対象国の開発課題への貢献	JICA民間連携事業サイト掲載の「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」に、応募を検討中の対象国の課題がない場合どうすればよいか。	外務省発表の国別開発協力方針、事業展開計画、国別データブック等をご参照ください。
57	企画書 【案件化調査（中小企業支援型）】	2. 対象国の開発課題への貢献	既存のODA事業との連携を記載する場合、想定するカウンターパート（対象国政府関係機関）は不要か。	想定・仮説で結構ですので記載ください。
58	企画書 【案件化調査（中小企業支援型）】	2. 対象国の開発課題への貢献	本項目では、「調査後想定されるODA案件の計画あるいは連携可能なODA事業について記載」、とのことだが、連携可能なODA事業を記載した場合でも、審査基準表の「2-4. 本調査実施後の具体的なODA案件化の計画があるか（10点）」において10点満点で採点されるのか。普及・実証・ビジネス化事業などODA案件計画を記載した場合に比べて不利になることはないか。	普及・実証・ビジネス化事業や無償資金協力への適用などといった具体的なODA案件化の計画の有無に限定せず、例えば、実施中のODA事業と連携することで相乗効果が期待されるなどといった「連携可能性」が記載されていれば、最高10点満点で採点させていただきます。
59	企画書 【普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	2. ビジネス展開による対象国・地域への貢献	2.（1）記載の「対象国におけるODA案件との連携可能性、相乗効果等の期待、あるいは補完の可能性はあるか？」という内容と、2.（3）記載の「関連する協力プログラム」および「関連プログラムとの連携可能性」は、同様の内容を記載すべきように見受けられるが、どのように区別し記載すれば良いでしょうか。	企画書記載例のとおり、2.（1）ではODA案件との連携可能性等について具体的な内容を記載ください。2.（3）では、連携の内容を端的に要約し記載ください。
60	企画書 【普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	3. 事業実施計画	普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）内で言語の現地対応など一定の改善作業が必要な場合、事業活動計画にはカスタマイズに係る期間を含めてもよいか。	事業実施計画において、カスタマイズに係る活動を記載下さい。
61	企画書 【普及・実証・ビジネス化事業（中小支援型）】	3. 事業実施計画	事業期間中に係る企業とカウンターパート機関の役割分担やカウンターパート機関の負担事項はどこに記載すればよいか。 また工程・要員計画表を変更し加筆してもよいか。	カウンターパートに期待する役割や負担事項については、3.（4）対象国政府関係機関（カウンターパート機関）の情報に記載ください。なお、工程・要員計画表のフォーマットは変更しないでください。
62	企画書 【普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	3. 事業実施計画	普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）の企画書に導入予定機材の製造原価を記載する項目があるが、見積金額内訳書に記載する機材費と同じ金額を記載すれば良いか。	ご理解のとおりです。
63	企画書 【案件化調査（SDGsビジネス支援型）】	3.（5）本事業経費概算	案件化調査（SGDsビジネス支援型）の企画書「3.（5）本事業経費概算」にセミナー・広報費の項目がないが、追記してよいか。	セミナー・広報費を計上予定の場合には、行を追加して記載ください。
64	企画書 【案件化調査（中小企業支援型）】	4. 調査計画	現地にてトレーニングを実施する予定だが、そこで用いる資材（テキスト等）も提案製品に含まれるか。	ご質問の資料が提案法人の製品であれば提案製品に含まれます。
65	企画書	別添「工程・要員計画表」	工程・要員計画表がA4一枚におさまらなかった場合、A4で複数枚にまたがるか、もしくはA3一枚にまとめる形になってもよいか。	原則A4一枚におさめるようにしてください。どうしてもおさまらない場合は、A4に複数枚またがる形で記載してください。
66	企画書	別添「業務従事者名簿」	企画書別添の業務従事者名簿において、提案法人へ入社前の内定者を配置することは可能か。	原則、提案法人と雇用関係にある人員を配置ください。応募時点で業務従事者が未定の場合には、氏名欄に「未定」と記載ください。なお、事業実施時に適切な人員計画がなされているかも審査に影響しますので、ご注意ください。また、経理処理ガイドラインp.12に記載のとおり、業務経験年数2年未満の人材の活用は原則として認められませんので、あわせてご注意ください。
67	企画書	別添「業務従事者名簿」	他の案件で補強として業務従事者となっている人材を、外部人材として含めることは可能か。	可能です。ただし、両案件において支障なく業務に従事できることを前提とします。受託業務に専念いただく観点で、両案件で同じ日で活動を計画するなどのダブルアサインメントは原則認めていません。
68	企画書	別添「経歴書」	外部人材を活用していない案件において、副業務主任者を配置することは制度上可能か。可能な場合、副業務主任者の経歴書は評価対象とみなされるのか。また、副業務主任者を補強の業務従事者から配置することが可能か。	副業務主任者を配置することは可能です。また副業務主任者に補強人材を充てることも可能です。 なお、副業務主任者については、業務主任者業務の一角を担う人員でして配置されることに鑑み、業務主任者と同様に経歴書の提出をお願いします。
69	企画書 【案件化調査（中小企業支援型）、普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	別添「環境社会配慮スクリーニングフォーム」	「環境社会配慮 スクリーニングフォーム」でチェックボックスをオンにできない、「7-2：はいの場合、該当するものをマークしてください。」にはチェックボックスがないなど、企画書や見積書ファイルに不具合があった場合、トラブルシューティングについての質問は可能か。	ファイル不備のため御面倒をおかけいたしましたことをお詫びいたします。御指摘の箇所を修正した企画書フォームを当機構ウェブサイト（ https://www.jica.go.jp/announce/notice/bmfs/ku57pq00002cq93y-att/180918_sme_02.docx ）に掲載いたしましたので、こちらを御利用下さるようお願いいたします。企画書や見積書ファイルに不具合があった場合は、中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口（ sdg_sme@jica.go.jp ）まで、お問い合わせください。
70	企画書	別添「環境社会配慮スクリーニングフォーム」	案件化調査（中小企業支援型）及び普及・実証・ビジネス化（中小企業支援型）の企画書別添4「環境社会配慮スクリーニングフォーム」項目5に記載のある「周辺域」の範囲とはどれくらいか。また、国立公園内でセミナーを開催する場合には、該当となるのか。	「周辺域」について明確な定義はありませんが、プロジェクトサイト内の調査実施による影響を踏まえてご判断ください。主たる調査実施場所ではなく、例えば、セミナーを実施するのみといったケースは該当しません。
71	企画書 【案件化調査（中小企業支援型）、普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	別添「環境社会配慮スクリーニングフォーム」	環境社会配慮スクリーニングフォーム項目5-2で「少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域」とある。現在、少数民族はHomelandだけでなく出稼ぎなどで都市で生活している人も多いが、生活区域とは具体的に何を指すか。インドネシアのように国全体では少数でも島では多数になる場合（例：ロンボク島ササク人など）はどういった扱いになるのか。	地理的に固有な住居地または先祖伝来の領地になりますので、出稼ぎ先の都市は対象外になります。なお、先住民族の定義は世界銀行のOperation Manual4.10（ https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/090224b0822f89d5.pdf ）を判断基準としており、以下が仮訳になります。 先住民族とは、原則として、下記 a.～d.の特徴を備える民族とする。 a. 独自かつ固有の文化的集団としての自己認識、ならびに、そうしたアイデンティティに対する他者からの認識。 b. 地理的に固有な住居地または先祖伝来の領地、ならびに、そうした居住地や領地内の天然資源に対する集団的愛着/依存(collective attachment)。 c. 支配的な社会や文化と切り離された慣習上の文化的、経済的、社会的、政治的制度的存在。 d. 当該国家の主流層とは異なる言語の使用。

No.	該当資料	該当項目	質問	回答
72	企画書 【案件化調査（中小企業支援型）、普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	別添「環境社会配慮スクリーニングフォーム」	連携する技術協力プロジェクトがカテゴリCに分類されている場合も、環境社会配慮が必要か。	ご提出いただく企画書の環境社会配慮スクリーニングフォームの回答内容によって、改めてカテゴリ分類をさせていただきます。
73	企画書 【案件化調査（中小企業支援型）、普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	別添「環境社会配慮スクリーニングフォーム」	提案内容が荒廃地への植林を通じた原植生の復旧を予定するものであり、将来的には環境への望ましくない影響がほぼないと考えられる場合において、その過程として荒廃地の整地等を行うことも「埋立、土地造成、開墾」に該当するのか。	現時点で想定し得る影響を記載ください。カテゴリ判定については審査の過程でヒアリングをさせていただいた上で判断させていただきます。
74	募集要項説明会資料	2.(6) 共通事項：業務委託契約とは	成果品の著作権はJICAに帰属するとのことだが、調査及び事業を通して得られた知見・ノウハウ・データを、事業・調査終了後も、提案法人が自らのビジネス展開において活用することは可能か。	可能です。
75	募集要項説明会資料	2. (6) 共通事項：業務委託契約とは	本事業実施中に提案法人が新たに開発した製品の所有権はJICAに譲渡されるのか。	本事業においてカスタマイズの枠を越えた新製品開発は想定していません。よって新開発の製品が本事業の契約金額に計上される機材となることはありません。したがって、新開発の製品の所有権がJICAに譲渡されることは原理的にありません。
76	募集要項説明会資料	4. 応募上の留意事項等：対象外となる提案	本支援事業の対象外となる提案として「提案法人が受ける他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する提案」とあるが、「提案法人が受ける他機関・団体」とは、どのような機関・団体のことか。	補助金等の支援事業を運営する公的機関や団体を想定しており、これら機関・団体から補助金等を受ける事業内容とJICAへの提案事業内容とが重複していないか、JICAは選定において確認します。
77	募集要項説明会資料 「見積金額内訳書作成時の留意点」	計上いただける費目	募集要項説明会資料の「見積金額内訳書作成時の留意点」p.6に記載のとおり、案件化調査（中小企業支援型）で機材製造・購入費が計上可能なのか。	当機構の手違いで、説明会資料の記載が間違っていました。申し訳ございませんでした。経理処理ガイドラインp.8の表に記載のとおり、案件化調査（中小企業支援型）では、機材製造・購入費は計上できません。 （※9月20日に修正版資料をJICAウェブサイト (https://www.jica.go.jp/priv_partner/ku57pq00002avzc1-att/ku57pq00002cua5g.pdf) に掲載しました。）
78	募集要項説明会資料 「見積金額内訳書作成時の留意点」	計上いただける費目	事前にダウンロードした説明会資料「見積金額内訳書作成時の留意点」の「計上いただける項目」では、案件化調査（SDGsビジネス支援型）の外部人材費が計上可能となっていたが、本日の説明会資料及び経理処理ガイドライン上では計上不可となっている。どちらが正しい情報か。	当機構の手違いで、説明会資料の記載が間違っていました。申し訳ございませんでした。経理処理ガイドラインp.8に記載のとおり、案件化調査（SDGsビジネス支援型）では外部人材費を計上できません。 （※9月20日に修正版資料をJICAウェブサイト (https://www.jica.go.jp/priv_partner/ku57pq00002avzc1-att/ku57pq00002cua5g.pdf) に掲載しました。）
79	募集要項説明会資料 「見積金額内訳書作成時の留意点」	Ⅱ. 直接経費機材製造・購入費	実証対象技術がソフトウェアである場合、事業終了後に、ソフトウェアの著作権を相手国政府に移転しなくてはいけないのか。	提案法人の将来の海外展開ビジネスへの影響に鑑み、原則、著作権は相手国政府に移転されません。